

総務省 予算執行監視チームの 上半期(4～9月)活動状況について

平成22年11月16日

総 務 省

上期取組み総評

(1) チームリーダーによる上期取組み総評

- ① 外部委託の適切性の確認、調達条件の競争性の確保等により、効率的かつ効果的な予算執行を行うことに重点を置いている。
- ② 「重要予算案件」及び「独立行政法人及び公益法人関係支出案件」について政務による事前審査を行い、一者入札を減少させるべく、入札条件の緩和や案件周知の強化等を指示した。また、行政事業レビューを通じて23年度概算要求の縮減に努めた。
- ③ 引き続き事前審査を行い調達条件の競争性を確保するとともに、無駄な駆け込み執行の防止に努めることとする。

(2) 外部有識者による上期取組みコメント

- ・マクロの分析を行う政策評価とミクロの分析を行う行政事業レビューの連携が求められるのではないかと(有川博氏)。
- ・行政事業レビューについては、取りまとめて終わりではなく、政策との関わりの中で、事業の意義や有効性などについて、継続して検証していくべき(楠茂樹氏)。
- ・入札で総合評価方式を採用する場合、ICT等技術的要素が高いものについては、技術点を重視すべきことを検討すべき(須藤修氏)。
- ・予算執行のチェックには、決算統制の重要性とも関係するが、予算編成のあり方そのものを問い直す視点が必要(井手英策氏)

予算監視・効率化の推進体制

○チームメンバー

平岡秀夫	総務副大臣（チームリーダー）
鈴木克昌	総務副大臣
内山 晃	総務大臣政務官
逢坂誠二	総務大臣政務官
森田 高	総務大臣政務官

○外部有識者

有川 博	日本大学総合科学研究所教授
井手英策	慶応義塾大学経済学部准教授
北大路信郷	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
楠 茂樹	上智大学法学部准教授
須藤 修	東京大学大学院情報学環教授

○事務局長

福井武弘	官房総括審議官（政策評価担当）
------	-----------------

平成22年度予算執行計画

(1) 平成22年度予算執行計画の公表日と掲載場所

公表日 : 平成22年5月19日(水)

掲載場所 : http://www.soumu.go.jp/main_content/000067232.pdf

(2) 予算監視・効率化チーム定例会合の開催状況

第4回(5月19日) : 1 行政事業レビューについて
2 公開プロセスについて
3 総務省予算執行監視チームについて
4 平成22年度予算執行計画

第5回(8月25日) : 行政事業レビュー点検結果の23年度概算要求への反映について

(3) 支出負担行為又は支出に関する計画の進捗管理

(i) 計画立案対象経費

重要予算案件、補助金等、庁費、旅費

(ii) 進捗管理の上期実施状況

政務二役打合せにおいて報告され、計画との整合性についてチェックした。

(iii) 開示の対応状況

http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/shikkou.html

平成22年度予算執行計画

(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査

(i) 事前審査対象の範囲

重要予算案件、独立行政法人及び公益法人予算案件

(ii) 事前審査の上期取組み(実施件数を含む。)・状況コメント

重要予算案件24事業、独立行政法人及び公益法人予算案件約90件を事前審査した。一者入札を減少させるべく、入札条件の緩和や案件周知の強化等の観点からチェックを行った。

(5) 国民の声の受付・対応

(i) 受付体制の整備状況

http://www.soumu.go.jp/main_content/000078835.pdf

(ii) 上期受付状況

行政事業レビューについて10件。主なコメント内容は、事業に対する継続要請及び削減効果の目に見える形での開示。

(iii) 開示の対応状況

第5回予算執行監視チーム会議において開示。

(6) 予算執行の効率化等に向けた職員参画向上等の取組み

総務省イントラネットを活用し職員への呼びかけを実施。

平成22年度予算執行計画

(7) 予算要求への反映

(i) 平成23年度概算要求への反映状況

単位：事業、百万円

21年度行政事業レビュー対象事業数	「廃止」事業		「改善」事業		「廃止」「改善」事業計		(参考) 23年度要求額
	事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額	
183	10	2,363	60	12,008	70	14,371	836,686

(ii) 公表状況

http://www.soumu.go.jp/main_content/000080126.pdf

「予算執行の情報開示充実に関する指針」に基づく開示状況について

「予算執行の情報開示充実に関する指針(平成22年3月31日 内閣官房国家戦略室)」に盛り込まれた事項にかかる開示状況については、以下の通り。

指針事項	開示の対応状況
1. 予算執行情報開示に関する一元的なアクセスポイントの創設	http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/shikkou.html
2. 予算執行状況の継続的な開示	毎月の支出状況について、所管、組織及び項別に、四半期毎に公表。そのうち、庁費及び旅費については、目別に公表。
3. 予算執行に関する意思決定の情報開示	(1) 公共調達に関する情報開示 少額のものを除き全ての契約に係る情報を、契約を締結した日の翌日から起算して72以内(4月に締結した契約については93日以内)に公表。 (2) 補助金に関する情報開示 補助金等の交付決定については、四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時から45日以内を目途に公表。
4. 予算の支出目的に着目した情報開示	(1) 委託調査費 四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時終了日から45日以内を目途に公表。 (2) タクシー代 四半期毎に取りまとめ、当該四半期終了時終了日から45日以内を目途に公表。

予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組全体の自己評価

1 重要予算案件、独立行政法人及び公益法人支出案件等の事前審査

平成22年度上期は事前審査を重点的に実施した。政務二役（副大臣、大臣政務官）が、案件の必要性等だけでなく、仕様書の内容や入札の状況等にまで踏み込み、きめの細かい事前審査を行ったことにより、より競争性が確保されることとなった。

2 政務二役打合せ

公開の予算執行監視チームの会合を四半期に一度開催するだけでなく、適宜政務二役打合せの開催と政務三役会議への報告を行い、政務間の情報共有を図ることができた。

3 開示の対応状況

第1四半期においては、初めてのこともあり、省内の理解と情報の収集に時間がかかり開示が遅れたものもあったが、第2四半期以降は体制を整え適切な時期に開示を行うこととしている。